

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	カシマ モエコ 鹿島 萌子	授与番号 甲 1735 号
学位の種類	博士( 学術 )	授与年月日 2023 年 9 月 25 日
学位授与の要件	本学学位規程第 1 8 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]	
博士論文の題名	視覚障害者の美術鑑賞体験に関する考察：美術館における歴史的経緯と方法論の分析から	
審査委員	(主査) 竹中 悠美 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授	阿部 朋恒 立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授
	後藤 基行 立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授	服部 正 甲南大学文学部教授
論文内容の要旨	<p>美術館に積極的な地域貢献が求められている今日、本論文は、社会包摂と多様性の育みを目指して美術館がすでに続けてきた一つの取り組み「視覚障害者の美術鑑賞体験」に着目し、19 世紀の博物館の誕生とともに展示品を「見る」文化施設として発展してきた歴史のなかに、その制度を問い直すような試みとして跡付けるとともに、現在実施されている鑑賞方法における視覚障害者の体験を観察することで、その特徴と限界を見極めつつ、さらなる社会実装に向けた提案を試みるものである。</p> <p>第 1 章は、近代国家の美的イデオロギー装置である美術館がなぜ「触る」経験を排除した文化施設として展開したのか、それに対して視覚障害者が彫刻を触る美術展が 20 世紀半ばの英米でどのように始まったのかが明らかにされる。第 2 章は、1980 年代に日本で初めて開設された視覚障害者のための私設美術館と、その背景にあるバリアフリーと文化的機会均等への意識変化を論じ、それから現在にいたるまでの全盲の研究者や美術家の活動も含めた数々の実践と理論から、視覚障害の有無を超えた新たな体験が創出されつつあることが指摘される。第 3 章では、一般の美術館来館者に向けた鑑賞方法も、従来の教養重視の受動的な方法だけでなく、作品をめぐる対話を通じて「気づき」を深める能動的な対話型鑑賞法が拡がりを見せていることから、本論において追求する美術鑑賞は「作品に接することで味わい、楽しみ、意味を生成する行為」と措定される。そのうえで第 4 章では、触覚による認知は美的なものを含めて共有可能であるという盲教育の先行研究を踏まえて、触る彫刻展で 5 名の視覚障害者が作品に触れる様子とガイド役の晴眼者との会話を分析することで、必ずしも全員が触るだけで作品を認識できるわけではなく、ことばを介した解釈や想像で補完していたことが明らかにされる。第 5 章では、視覚障害者と晴眼者が対等な関係で行う対話型鑑賞法で、4 名の視覚障害者が作品に触れることなく絵画展を鑑賞する際の対話を分析し、視覚障害者の質問やふとした発言は、晴眼者に気づきを与えるとともに視覚障害者自身の想像を確定または更新する役割を果たしていることが示される。それらの結果を総合して、複数の鑑賞方法を組み合わせ、さらに触図などの補助ツールの使用によって、視覚障害者の美術鑑賞体験がより豊かになる可能性が提言される。最後に終章で、全体が総括され、本論の到達点と今後の課題が述べられる。</p>	

論文審査の結果の要旨	<p>審査委員は、美術館学・美学・美術教育学・社会福祉学・障害学・特別支援教育学など多くの研究領域を貫く本研究はそれぞれの分野の先行研究を渉猟して考察することで、視覚障害者のための美術鑑賞の取り組みを、美術館制度ならびにモダニズムの美術を駆動させてきた視覚中心主義を修正しようとするオルタナティブな動きの一つとして描き出していることを高く評価した。特にあまり知られていなかった英米での先駆者たちとその背景を詳述している点や、日本の美術館における視覚障害者の美術鑑賞の取り組みをアクセシビリティやユニバーサル・ミュージアムの議論を交えて網羅的に叙述している点で、前例を見ない研究として学術的意義を認めた。</p> <p>口頭試問では、用語や表記方法の統一、典拠の明示、事例の提示方法など、主に論文の形式面の不備が指摘されるとともに、「視覚障害者の鑑賞体験を明らかにする」ための調査方法と分析方法への質疑が行われ、明確化が求められた。</p> <p>公聴会では、形式上の不備は改善され、本論の独自性として先行研究が明らかにしてこなかった視覚障害者個々人の具体的な体験、しかも研究者や表現者としてアートに関わるような特別な人々の経験ではない、いわば「普通」の視覚障害者の鑑賞体験の観察と分析を目指したことが示された。それに関して審査委員から、美術館に来ている時点で「普通」の視覚障害者とは呼べない可能性、視覚障害者ごとに異なる作品が鑑賞されている理由、9名の視覚に障害のある研究協力者の代表性について問われると、美術館を訪れる可能性がある潜在的な層にフォーカスしていること、美術館で実施されていた鑑賞ツアーの手順を優先したため、作品を指定できなかったが、今後は方法を改善して調査事例を増やす予定であるという前向きな回答がなされた。さらに審査委員から、現在の海外での視覚障害者向けの美術鑑賞の状況についての質問や、2023年に70年ぶりに施行された博物館法の改正についての見解が問われた際にも、それぞれに対して最新かつ豊富な専門的知識をもって明確な回答がなされた。</p> <p>以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
試験または学力確認の結果の要旨	<p>本論文にかかわる口頭試問は2023年12月7日(木)18時から19時30分まで、衣笠キャンパス創思館302会議室において審査員4名によっておこなわれ、公聴会は2024年1月19日(金)16時から17時まで衣笠キャンパス創思館407・408教室において審査委員4名と多数の聴衆(対面とオンライン&lt;Zoom&gt;のハイブリッド実施)の参加によっておこなわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上により本審査委員会は、申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、博士(学術 立命館大学)の学位を授与することが適切と判断する。</p>